次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるＦＴＴＨアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの 一　設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する電気通信事業者から電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービス（以下この項において「ＦＴＴＨアクセスサービス」という。）に係る卸電気通信役務」という。）の提供を受ける電気通信事業者 二　前号の電気通信事業者からＦＴＴＨアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者	様式第八の二
次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるＦＴＴＨアクセスサービスの契約数が三万未満であるもの（ＦＴＴＨアクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供している電気通信事業者に限る。） 一　設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者 二　前号の電気通信事業者からＦＴＴＨアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者	様式第八の三

に、

三・九世代携帯電話アクセスサービス	様式第十一

を

三・九―四世代携帯電話アクセスサービス	様式第十一

に、

仮想移動電気通信サービス	様式第十五の二

を

仮想移動電気通信サービス	様式第十五の二の二

に

仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの	様式第十五の二
仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の契約数が三万未満であるものを除く。）	様式第十五の二の二

改める。

第二条の二中「三・九世代携帯電話アクセスサービス」を「三・九―四世代携帯電話アクセスサービス」に改める。

様式第三第1表の注1中「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改め、「ＰＨＳごと」の次に「（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）」を加え、同様式第2表の注1中「本表」を「この表」に、「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改め、同表の注4中「本表において」を削り、同表の注6中「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改める。

様式第六中「年　月　日現在」を「年3月31日現在」に改める。

様式第８（第２条第１項関係）

第１表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別態様別最大速度別契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	合計											
態様	ＩＲＵ			小計			小計					
最大速度 / 都道府県												
合計												
参考事項												